



# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 議会規則

○秋田県議会議規則の一部を改正する規則(四・政務調査課).....1

## 議 会 規 則

秋田県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月五日

秋田県議会議長 中 泉 松之助

### 秋田県議会議規則第四号

秋田県議会議規則の一部を改正する規則

秋田県議会議規則(昭和三十二年秋田県議会議規則第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「一第七條」を「・第七條」に改め、「・第三百三十一條」及び「第三百三十一條(會議規則の改正)」を削る。

第八條第一項中「及びこの規則に特別の規定がある」を「第十二條第二項の規定による」に、「所定」を「所定」に、「三人」を「三人」に改め、同條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長名をもつて、議長に提出しなければならない。

第十三條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「はかつて」を「諮つて」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会運営委員会に諮り委員会に付託することができる。

第二十三條の二第二項中「第九條の二第三項」を「第九條

の二第四項」に改める。

第一百三條及び第一百五條中「第十三條第三項」を「第十三條第四項」に改める。

第一百三十一條を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 0862-876600 FAX 0863-000505  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄